

(証券コード：2195)

2021年3月3日

株 主 各 位

本店所在地 京都府京都市中京区烏丸通押小路
上 秋 野 々 町 5 3 5 番 地
アマタホールディングス株式会社
代表取締役会長兼社長 熊 野 英 介

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月17日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年3月18日（木曜日）午前10時
2. 場 所 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
京都ガーデンパレス2階 祇園
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 1. 第11期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会当日のご来場は極力お控えいただき、郵送による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.amita-hd.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に下押しされた状況から一定の回復が見られたものの、同感染症の第3波及び世界的な感染拡大による影響は依然大きく、わが国を含めた世界経済全体の先行きは不透明な状況で推移しております。

このような経済状況のもと、当社グループは持続可能社会を実現する未来デザイン企業を目指し、循環型システムを創るリーディング・カンパニー・グループとして、事業セグメントを「社会デザイン事業」に一本化し、社会全体の持続性向上に資するサービスの統合的な提供・創出に注力してまいりました。具体的には、サステナブルな企業経営・地域運営を統合的に支援するサービスの提供拡大、特にロイヤル顧客企業の増加や取引拡大に向けた営業体制の改変とサービス拡充に取り組みました。その中で、100%リサイクルサービスでは、北九州循環資源製造所に新たに追加した設備によるシリコンスラリー廃液のリサイクルが好調に推移してまいりました。環境認証サービスでは、新型コロナウイルス感染症の影響により審査の延期等があった一方で新規顧客の獲得やバックオフィスの補強を進めてまいりました。また、海外マレーシア事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により製造量が一時的に落ち込んだものの製造量を拡大し、更なる製造能力増強に取り組んでまいりました。サステナブルな地域運営支援では、奈良県生駒市をはじめとしたパートナー自治体・企業との間で持続可能なまちづくりの実証等を進展させてまいりました。また、2019年度に事業撤退した台湾阿米達股份有限公司（以下、台湾阿米達）の株式譲渡を行い、台湾からの撤退を完了いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は前期を下回り、4,608,264千円（前期比2.9%減、前期差△135,788千円）、営業利益は売上高の減少があるものの、売上原価の削減や売上総利益率の高い北九州循環資源製造所の取扱量の増加などにより289,773千円（前期比22.8%増、前期差+53,710千円）となりました。経常利益については、シンジケートローン手数料の計上があったものの、営業利益の増加やマレーシア事業に関わる持分法による投資利益の増加などにより292,327千円（前期比

18.5%増、前期差+45,537千円)、親会社株主に帰属する当期純利益については、経常利益の増加や台湾阿米達の株式譲渡による売却益並びに繰延税金資産の計上による法人税等調整額の計上及び法人税等還付税額の計上により388,679千円(前期比139.1%増、前期差+226,122千円)となりました。

なお、当連結会計年度より、当社グループの報告セグメントを単一セグメントに変更したため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 資金調達の状況

当社は、既存借入金のリファイナンス及び今後の経営計画を推進する上で必要な財務基盤の安定化を目的として、シンジケートローン15億円を組成しております。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は総額80,571千円であり、主にIT機器の整備や東京支社の事務所移転にかかる投資、及び北九州循環資源製造所におけるシリコンスラリー廃液リサイクルの設備への追加投資などを行っております。

(4) 重要な組織再編等の状況

2020年6月11日付で、子会社であった台湾阿米達股份有限公司の全株式をZhong Bao Co., Ltd.に譲渡いたしました。

(5) 対処すべき課題

企業を取り巻く状況に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に減衰していくと思われるものの当面継続する見通しであり、また、海外経済の不確実性向上や自然災害の頻発、AIやICT等の急速な技術革新、そして、投資家や企業のESG〔環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）〕重視の流れが加速し、国内外を問わず脱炭素やサーキュラーエコノミー型ビジネスへの移行が求められております。こうした状況の中、企業や自治体は持続性を向上させる事業運営の必要性に直面しており、1社だけでは解決しえない領域も含め、柔軟かつスピード感のある対応とこれらを乗り切る事業力強化やイノベーション創造に資する施策へのニーズが一層に高まっていると考えております。

このような状況の中で、当社グループは「未来デザイン企業」として、“産業と暮らしのRe・デザイン”をテーマに、グループミッションである持続可能な社会の実現に直結する「社会デザイン事業」の確立に向けた商品開発・展開を推進いたします。2021年から2023年までの3年間は、市場創造への挑戦期間と位置づけ、持続可能な企業経営・地域運営を伴走支援する新サービス開発に注力いたします。

産業のRe・デザインにおいては、これからの持続的な経営スタイルとして、複雑性を重ねて動的調和を保つ自然界の知恵に習った「エコシステム経営」を提唱いたします。エコシステム経営の3要素は、ステークホルダーを統合する「ミッション」、環境変化に対応して組織内外の経営資源を再結合・再統合する能力「ダイナミック・ケイパビリティ」、サプライチェーンの持続性を高める「循環型ビジネス」であります。この「エコシステム経営」を推進する新たなパッケージ商品を軸に、「サーキュラーエコノミー」「気候変動対策」といった重要テーマについて、ビジョン策定から実行までの全工程を統合的にサポートしてまいります。

暮らしのRe・デザインにおいては、商品プロトタイプの構築及び事業モデルの確立に注力いたします。中軸サービスとして開発を進めてきた「互助の関係性を生み出すプラットフォーム」（MEGURU STATION®：めぐるステーション）を改良・機能強化し、奈良県生駒市をはじめ、複数地域で仮説検証を実施予定であります。地域の4大課題（少子高齢化・人口減少・雇用縮小・社会保障費の増大）を解決する、自立分散型の統合的タウンマネジメントの中核商品化を目指してまいります。

さらに「社会デザイン事業」の確立に向けた商品開発・展開と並行し、成長期にあるサービス（シリコンスラリー廃液の100%リサイクルサービス、環境認証サービス、海外マレーシア事業等）の提供加速による収益力の強化、並びに経営基盤の強化を推進いたします。また企業文化の再構築（人事制度の改定、目標管理手法の見直し等）や、ステークホルダーとの関係強化・社会的認知度の向上等に繋がる施策等、良質な経営資源の増幅に向けた仕組みづくりに取り組んでまいります。

(6) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第8期 2017年12月期	第9期 2018年12月期	第10期 2019年12月期	第11期 (当連結会計年度) 2020年12月期
	千円	千円	千円	千円
売 上 高	4,803,630	4,704,183	4,744,052	4,608,264
経 常 利 益	114,327	140,664	246,790	292,327
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失(△)	△337,186	24,299	162,557	388,679
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△288.38	20.78	139.03	332.43
総 資 産	3,802,291	3,665,101	3,826,734	4,311,276
純 資 産	214,306	267,051	424,609	809,085

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
アマタ株式会社	473,239千円	100.0%	社会全体のサステナビリティ最適化支援を統合的に提供する事業（統合的サステナビリティ最適化支援、環境管理業務効率化支援、100%リサイクル、リサイクルオペレーション、各種コンサルティング、調査・研究、認証関連サービス、等）
株式会社アマタ持続可能経済研究所	20,000千円	100.0%	環境に関わる調査・研究
AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア)	2,300 千リングgit	100.0% (100.0%)	地上資源製造（100%リサイクル）

(注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有に対する割合（%）を内数で示しております。

2. 連結子会社でありました台湾阿米達股份有限公司は、2020年6月11日付で全株式を Zhong Bao Co., Ltd.に譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	アマタ株式会社
特定完全子会社の住所	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	941,848千円
当社の総資産額	2,363,436千円

(8) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

当社グループは、当連結会計年度より報告セグメントの区分を社会デザイン事業の単一セグメントに変更したため、セグメントごとの記載をしておりません。

事業区分	主な事業内容
社会デザイン事業	社会全体のサステナビリティ最適化支援を統合的に提供する事業（統合的サステナビリティ最適化支援、環境管理業務効率化支援、100%リサイクル、リサイクルオペレーション、各種コンサルティング、調査・研究、認証関連サービス、等）

(9) 主要な事業所 (2020年12月31日現在)

① 当社

本店 京都府京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地

② 重要な子会社

(1) アミタ株式会社

本店 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地7

循環資源製造所 全国5箇所（宮城県、茨城県、神奈川県、兵庫県、福岡県）

(2) 株式会社アミタ持続可能経済研究所

本店 京都府京都市中京区烏丸通押小路上ル秋野々町535番地

なお、連結子会社でありました台湾阿米達股份有限公司は、2020年6月11日付で全株式をZhong Bao Co., Ltd.に譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

(10) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
161名	+4名

(注) 従業員数には、派遣社員12名、臨時社員53名は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32名	+9名	38.50歳	8.51年

(注) 1. 平均勤続年数について、当社グループからの転籍者については、勤続年数を通算して算出しております。

2. 従業員数には、派遣社員3名、臨時社員1名は含まれておりません。

(11) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	600,000千円
株式会社商工組合中央金庫	500,000
株式会社三井住友銀行	400,000
株式会社りそな銀行	300,000

(注) 株式会社みずほ銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社三井住友銀行及び株式会社りそな銀行の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を幹事とする4行によるシンジケートローンの残高15億円が含まれております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,169,217株（自己株式207株を除く。）
- (3) 株主数 214名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社山崎ホールディングス	432,000 ^株	36.95 [%]
熊野英介	372,940	31.90
株式会社日本カストディ銀行	50,500	4.32
アマタ社員持株会	27,960	2.39
株式会社三井住友銀行	20,000	1.71
株式会社みずほ銀行	20,000	1.71
玉田博之	18,000	1.54
尾崎圭子	15,600	1.33
姫路港運株式会社	15,000	1.28
瀧本英三	14,000	1.20

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
熊野英介	代表取締役会長兼社長	
佐藤博之	専務取締役	
長谷川孝文	取締役	
唐鎌真一	取締役	
末次貴英	取締役	アマタ株式会社代表取締役
石田秀輝	取締役	リファインホールディングス株式会社監査役
真野毅	取締役	
杉本憲一	常勤監査役	
中川雅文	監査役	公認会計士、税理士、中川公認会計士事務所所長、サイボウズ株式会社監査役
名越秀夫	監査役	弁護士、インテックス法律特許事務所代表、株式会社キャピタル・アセット・プランニング取締役、ソフトブレーション株式会社監査役

- (注) 1. 取締役石田秀輝、取締役真野毅の両氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
2. 監査役中川雅文、監査役名越秀夫の両氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ております。
3. 監査役中川雅文氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役杉本憲一氏は、病気療養中であり、監査役としての監査活動が困難であることから、2021年2月15日に京都地方裁判所の決定により、一時監査役職務代行者（仮監査役）として山本茂樹氏が選任され就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000千円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	96,605千円 (4,740千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	18,300千円 (4,800千円)
合計	11名	114,905千円

- (注) 1. 上表には、2020年3月19日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役及び監査役の報酬額は、2011年3月28日開催の第1期定時株主総会決議において、それぞれ年額300,000千円以内(うち社外取締役分30,000千円以内)及び年額30,000千円以内と定められております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び兼職先と当社との関係

取締役石田秀輝氏は、リファインホールディングス株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社とリファインホールディングス株式会社との間に特別の利害関係はありません。

監査役中川雅文氏は、中川公認会計士事務所の所長及びサイボウズ株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社と中川公認会計士事務所及びサイボウズ株式会社との間に特別の利害関係はありません。

監査役名越秀夫氏は、インテックス法律特許事務所の代表、株式会社キャピタル・アセット・プランニングの取締役及びソフトブレン株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社とインテックス法律特許事務所、株式会社キャピタル・アセット・プランニング及びソフトブレン株式会社との間に特別の利害関係はありません。

② 主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
石 田 秀 輝	社 外 取 締 役	当事業年度開催の取締役会全13回に出席し、環境分野での豊富な経験と知見に基づき、議案審議等につき必要な発言を行っております。
真 野 毅	社 外 取 締 役	当事業年度開催の取締役会全13回に出席し、他社での豊富な企業経営経験と幅広い見識に基づき、議案審議等につき必要な発言を行っております。
中 川 雅 文	社 外 監 査 役	当事業年度開催の取締役会全13回に出席、及び監査役会全13回に出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、意思決定の過程を監視し、議案審議等につき必要な発言を行っております。
名 越 秀 夫	社 外 監 査 役	当事業年度開催の取締役会全13回に出席、及び監査役会全13回に出席し、弁護士としての専門的な見地から、意思決定の過程を監視し、議案審議等につき必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは、2020年3月19日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	支払額
① 事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めている内部統制システムの基本方針は、以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社並びに当社グループ会社の役員及び従業員を含めた「アマタ行動規範」並びに「コンプライアンスガイドライン」及び「コンプライアンス規程」を定め、法令、定款及び社内規程の遵守・徹底を図るとともに高い道徳観・倫理観を持ち良識に従った活動を行う。
 - ・ 「コンプライアンス規程」に基づき、法令違反その他のコンプライアンスに関する疑義のある行為について、従業員が直接情報提供を行う手段として、社外の弁護士またはコンプライアンス担当役員または法務担当部署を情報受領者とする内部通報窓口を設けるとともに、通報者には「コンプライアンス規程」に沿った通報者保護の対応をとるものとする。

- ② 職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき記録し、保存・管理する。記録は「文書管理規程」に定められた期間、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社及び子会社のコンプライアンス、災害、事業、情報セキュリティ等に係る個々のリスクについては、当社においてそれぞれの主管部署を定め、適切に規程・ガイドラインの制定、教育等を行い、リスク管理体制を構築する。法務担当部署は、これらを横断的に推進管理する。
 - ・ 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長またはその指名する者を本部長とする経営危機対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社及び子会社の取締役会については「取締役会規程」を定め、月1回これを開催することを原則とし、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
 - ・当社及び子会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「関係会社管理規程」において、それぞれの責任者及びその責任範囲と執行手続の詳細について定める。
 - ・当社の取締役会で定めた年度予算を、当社グループ全体の目標とする。当社及び子会社は、当社及び子会社の取締役会において定期的に進捗状況を報告し、改善策を検討し、具体的対策を実行する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・グループ会社すべてに適用する行動指針としての「アマタ行動規範」並びに「コンプライアンスガイドライン」を各子会社においても運用し、コンプライアンス体制を整備する。法務担当部署は、これを横断的に推進する。
 - ・各グループ会社は「関係会社管理規程」及び「組織規程」に従う。これらに基づき、当社管理担当部署は各グループ会社の管理を行う。
 - ・当社の内部監査担当部署は当社及び各グループ会社の内部統制状況を評価し、監査の結果は当社の取締役会に報告する体制とし、各グループ会社の業務の運営については、「関係会社管理規程」において重要な事項を定め、当該規程に基づき当社取締役会において事前に承認を採るものとし、定期的に進捗状況の報告を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（スタッフ）を設置する。
 - ・監査役は使用人（スタッフ）の権限、責務及び待遇について必要と認めた事項を取締役に求め、当該使用人（スタッフ）の取締役からの独立性を保つものとする。
 - ・当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の実行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の役員及び使用人及び使用人等から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制、及び監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。当社の監査役は、いつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - ・ 子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また子会社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、ただちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行い、当該部門は当社監査役へ報告を行う。
 - ・ 内部監査担当部署は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合などは、直ちにこれを監査役に報告しなければならない。
 - ・ 監査役は、取締役会に出席して必要に応じて意見を述べることができる。
 - ・ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役会監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ・ 当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、CSRの取り組み（個人情報保護・機密情報管理、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、環境方針）をすべての役職員に周知徹底を図っております。

財務報告の有効性に関する評価並びに各事業部門における業務処理統制の状況については、内部監査担当部署が計画的に実施する内部監査において業務処理統制の検証を行っております。

コンプライアンスの状況については、常勤監査役と内部監査担当部署が連携して、計画的あるいは随時に実施する内部監査において検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として、当社の代表取締役社長及び取締役会に対し報告を行っております。法務担当部署が中心となり、定期的なコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識向上を図っております。

また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて業務執行を行う取締役が適切に対応しているか確認検証しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役社長に意見交換会を通じて報告を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じて適正な利益還元を継続的に実施していくことを基本方針としております。具体的には当期純利益の30%相当額を期末に配当することを目標といたしております。また、一方では業績に応じた弾力的な配当を行うことも株主の皆様への長期利益還元として重要な経営課題の一つと考えております。

(注) 本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	[2,232,529]	【流 動 負 債】	[1,666,705]
現金及び預金	1,235,749	支払手形及び買掛金	327,072
受取手形及び売掛金	691,485	短期借入金	400,000
商品及び製品	38,328	1年内返済予定の長期借入金	150,000
仕掛品	22,728	リース債務	30,048
原材料及び貯蔵品	2,777	未払金	229,028
その他	241,476	未払法人税等	3,730
貸倒引当金	△15	賞与引当金	99,494
【固 定 資 産】	[2,078,746]	前受金	176,816
(有形固定資産)	(1,762,209)	預り金	180,046
建物及び構築物	463,462	その他	70,468
機械装置及び運搬具	418,925	【固 定 負 債】	[1,835,485]
土地	830,187	長期借入金	1,350,000
その他	49,634	リース債務	35,596
(無形固定資産)	(31,688)	退職給付に係る負債	309,117
(投資その他の資産)	(284,848)	資産除去債務	100,739
投資有価証券	106,520	その他	40,032
繰延税金資産	44,149	負 債 合 計	3,502,190
その他	134,178	純 資 産 の 部	
資 産 合 計	4,311,276	【株 主 資 本】	[815,493]
		資本金	474,920
		資本剰余金	244,683
		利益剰余金	96,135
		自己株式	△245
		【その他の包括利益累計額】	[△6,407]
		為替換算調整勘定	△6,407
		純 資 産 合 計	809,085
		負 債 純 資 産 合 計	4,311,276

連結損益計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,608,264
売 上 原 価		2,837,798
売 上 総 利 益		1,770,465
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,480,692
営 業 利 益		289,773
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	118	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	52,704	
そ の 他	14,846	67,669
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,518	
為 替 差 損	4,584	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	42,625	
そ の 他	1,386	65,115
経 常 利 益		292,327
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	25,146	25,146
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		317,474
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,486	
法 人 税 等 還 付 税 額	△59,683	
法 人 税 等 調 整 額	△16,009	△71,205
当 期 純 利 益		388,679
親会社株主に帰属する当期純利益		388,679

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	474,920	244,683	△292,543	△245	426,814
当 期 変 動 額					
連 結 範 囲 の 変 動	-	-	△0	-	△0
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	388,679	-	388,679
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	388,679	-	388,679
当 期 末 残 高	474,920	244,683	96,135	△245	815,493

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△2,204	△2,204	424,609
当 期 変 動 額			
連 結 範 囲 の 変 動	△5,245	△5,245	△5,245
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	388,679
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	1,041	1,041	1,041
当 期 変 動 額 合 計	△4,203	△4,203	384,476
当 期 末 残 高	△6,407	△6,407	809,085

[連結注記表]

【1】連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称 アミタ(株)、(株)アミタ持続可能経済研究所、
AMITA ENVIRONMENTAL STRATEGIC SUPPORT
(MALAYSIA) SDN. BHD.

なお、連結子会社でありました台湾アミ達股份有限公司は、2020年6月11日付で全株式をZhong Bao Co., Ltd.に譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 (株)かみBIO
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社または関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 1社
- ・持分法適用関連会社の名称 AMITA BERJAYA SDN. BHD.

なお、AMITA KUB-BERJAYA KITAR SDN. BHD.は、2020年8月5日付でAMITA BERJAYA SDN. BHD.に社名を変更しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

機械装置及び運搬具 4年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【2】追加情報

(会計上の見積り)

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主な取引先企業において生産量又は取扱量が減少したことから売上高が減少いたしました。来期もこの影響が続くものと仮定しており、当該仮定を固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りに反映しております。

【3】連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,105,541千円
2. 担保に供している資産	
建物及び構築物	124,012千円
土地	830,187千円
投資その他の資産「その他」	9,489千円
上記に対応する債務	
短期借入金	100,000千円
未払金	26,568千円
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	900,000千円
固定負債「その他」	39,852千円
3. 保証債務	
下記関連会社の金融機関及び親会社からの借入に対する債務保証額 AMITA BERJAYA SDN. BHD.	116,171千円 (4,539千リングット)
4. 当座貸越契約	
当連結会計年度末における当座貸越契約による借入未実行残高は、次のとおりであります。	
当座貸越限度額	420,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	120,000千円

5. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	5,542千円
------	---------

6. 圧縮記帳

有形固定資産の取得価額から直接減額している圧縮記帳累計額は、148,886千円であります。

【4】連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,169,424株
------	------------

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末日における会社が発行している新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

【5】金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については当面は主として銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業関連規程に基づき、取引先の信用状況の定期的なモニタリングや、回収状況や回収期日及び残高管理を行い、顧客の信用リスクに対応しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は、そのほとんどが1年内の支払期日であります。短期借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。金利は主に変動金利であり、金利変動のリスクを伴っております。当社グループでは各社が月次で資金繰表を作成し、金利変動リスクに対処すべく随時見直しを行いながら、全体としての資金管理を行っております。営業債務や借入金等は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関と当座貸越契約により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,235,749	1,235,749	－
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（※1）	691,485 △15		
	691,469	691,469	－
資産計	1,927,218	1,927,218	－
(1) 支払手形及び買掛金	327,072	327,072	－
(2) 短期借入金	400,000	400,000	－
(3) 未払金	229,028	229,028	－
(4) 未払法人税等	3,730	3,730	－
(5) 預り金	180,046	180,046	－
(6) 長期借入金（※2）	1,500,000	1,500,000	－
負債計	2,639,877	2,639,877	－

（※1）受取手形及び売掛金から計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）1年内返済予定の長期借入金150,000千円を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金 (2) 短期借入金 (3) 未払金 (4) 未払法人税等 (5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金は、主に変動金利によるものであり、一定期間ごとに金利の更改が行われているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	106,520

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

【6】 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	691円99銭
1株当たり当期純利益	332円43銭

【7】 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

【8】 その他の注記

(企業結合等関係)

(重要な子会社の株式の譲渡)

1. 株式譲渡の概要

(1) 譲渡先企業の名称

Zhong Bao Co., Ltd.

(2) 譲渡した連結子会社の名称及び事業の内容

名称：台湾阿米達股份有限公司 (当社の連結子会社であるアマタ株式会社の100%子会社)

事業内容：産業廃棄物のリサイクル事業

(3) 株式譲渡を行った主な理由

2019年4月26日開催の取締役会において、台湾阿米達股份有限公司 (以下、台湾阿米達) の事業撤退を決議し、当社グループにおける経営資源の選択と集中を目的として、台湾阿米達の事業に関する設備の一部を日本国内でのシリコンスラリー廃液リサイクル事業向けに移設を行うなど、事業撤退を進めてまいりました。さらに、アマタ株式会社は、撤退の完結に向けて台湾阿米達の適切な譲渡先を検討し、Zhong Bao Co., Ltd.への台湾阿米達の全株式譲渡を決議いたしました。

(4) 株式譲渡日

2020年6月11日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

関係会社株式売却益 25,146千円

(2) 譲渡した企業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	6,625千円
固定資産	6,165
資産合計	<u>12,790</u>
流動負債	12,137
固定負債	2,404
負債合計	<u>14,541</u>

(3) 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と売却額との差額を特別利益の「関係会社株式売却益」として計上しております。

3. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている譲渡した企業に係る損益の概算額

	累計期間
売上高	—千円
営業損失	5,245

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書並びに連結注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[506,411]	【流動負債】	[623,199]
現金及び預金	433,062	短期借入金	400,000
未収入金	63,817	1年内返済予定の長期借入金	150,000
前払費用	5,317	未払金	40,507
その他	4,214	未払費用	11,771
		未払法人税等	1,879
		賞与引当金	15,921
		その他	3,120
【固定資産】	[1,857,025]	【固定負債】	[1,382,327]
(投資その他の資産)	(1,857,025)	長期借入金	1,350,000
関係会社株式	942,848	退職給付引当金	32,327
関係会社長期貸付金	1,542,254	負債合計	2,005,526
その他	4,177	純資産の部	
貸倒引当金	△632,254	【株主資本】	[357,910]
資産合計	2,363,436	(資本金)	(474,920)
		(資本剰余金)	(244,683)
		資本準備金	128,499
		その他資本剰余金	116,184
		(利益剰余金)	(△361,447)
		その他利益剰余金	△361,447
		繰越利益剰余金	△361,447
		(自己株式)	(△245)
		純資産合計	357,910
		負債純資産合計	2,363,436

損 益 計 算 書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
関係会社受入手数料	536,820	536,820
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	526,750	526,750
営 業 利 益		10,069
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16,206	
不 動 産 賃 貸 収 入	3,571	
そ の 他	1,956	21,733
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,095	
支 払 保 証 料	12,552	
シンジケートローン手数料	42,625	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,066	
そ の 他	1,096	73,438
経 常 損 失		41,635
税 引 前 当 期 純 損 失		41,635
法人税、住民税及び事業税	1,075	
法 人 税 等 還 付 税 額	△9,529	△8,454
当 期 純 損 失		33,180

株主資本等変動計算書

(自 2020年1月1日)
(至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	474,920	128,499	116,184	244,683	△328,267	△328,267	
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失	-	-	-	-	△33,180	△33,180	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△33,180	△33,180	
当 期 末 残 高	474,920	128,499	116,184	244,683	△361,447	△361,447	

(単位：千円)

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△245	391,090	391,090
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失	-	△33,180	△33,180
当 期 変 動 額 合 計	-	△33,180	△33,180
当 期 末 残 高	△245	357,910	357,910

【個別注記表】

【1】重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの…移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

【2】貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

52,874千円

長期金銭債権

1,542,254千円

短期金銭債務

9,403千円

2. 当座貸越契約

当事業年度末における当座貸越契約による借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額	300,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	－千円

【3】損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 536,820千円

販売費及び一般管理費 34,359千円

営業取引以外の取引による取引高 28,748千円

【4】株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式 207株

【5】税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損 45,990千円

貸倒引当金 193,596千円

退職給付引当金 9,898千円

投資有価証券評価損 6,124千円

貸付金利息 17,375千円

その他 8,046千円

繰延税金資産小計 281,030千円

評価性引当額 △281,030千円

繰延税金資産合計 ー千円

【6】 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	アマタ(株)	所有 直接100%	金銭消費貸借 業務支援 債務被保証	受取利息(注3) 管理業務の受託 (注1) 銀行借入に対する債 務被保証(注2) 支払保証料(注2) 銀行借入に対する 土地建物の担保受 入(注5) 支払保証料(注5)	16,195 536,820 1,600,000 5,489 1,000,000 7,063	長期貸付金 未収入金	910,000 49,208
子会社	(株)アマタ持続可能 経済研究所	所有 直接100%	資金の援助	-	-	長期貸付金 (注4)	632,254

(注1) 価格その他の取引条件は、当社発生費用を基礎に両社協議のうえ決定し、連結子会社より収受しております。

(注2) 当社は、銀行借入に対して同社より債務保証を受けており、保証形態を勘案して保証料を設定しております。

(注3) 資金の貸付については、当社の調達金利を基礎に市場金利を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。

(注4) 子会社への貸倒懸念債権に対し、632,254千円の貸倒引当金を計上しており、当事業年度において、1,066千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(注5) 土地及び建物の担保受入については、当社の銀行借入に対するものであり、保証形態を勘案して保証料を設定しております。

(注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【7】 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	306円11銭
1株当たり当期純損失	28円38銭

【8】 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

【9】 その他の注記

退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度を採用し、退職給付債務の算定は簡便法を採用しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

(簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整内容)

退職給付引当金の期首残高	42,707千円
退職給付費用	5,626千円
退職給付の支払額	△15,737千円
グループ会社間の異動による増減額	△270千円
退職給付引当金の期末残高	32,327千円

(3) 退職給付費用に関する事項

(内訳)

簡便法で計算した退職給付費用 5,626千円

(注) 退職給付費用には、グループ会社への出向者に対する当社負担金を含めておりません。

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びに個別注記表の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

アマタホールディングス株式会社
取締役会 御中

PWC京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 松永幸廣印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 矢野博之印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アマタホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマタホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

アマタホールディングス株式会社
取締役会 御中

PWC京都監査法人
京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 松 永 幸 廣 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 矢 野 博 之 印
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アマタホールディングス株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期監査方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針に基づき、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 PWC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 PWC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月25日

アマタホールディングス株式会社 監査役会

社外監査役 中 川 雅 文 印

社外監査役 名 越 秀 夫 印

一時監査役 山 本 茂 樹 印

(注) 監査役杉本憲一氏は、病氣療養中であり、監査役としての監査活動が困難であることから、2021年2月15日に京都地方裁判所の決定により、一時監査役職務代行者（仮監査役）として山本茂樹が選任され就任しました。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役7名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	<p>再任</p> <p>くまの 熊の野 英介 (1956年3月17日)</p>	<p>1979年4月 アミタ(株)入社 1987年5月 同社取締役 1991年4月 同社専務取締役 1993年11月 同社代表取締役社長 2009年1月 公益財団法人信頼資本財団代表理事(現任) 2009年11月 特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン理事 2010年1月 当社代表取締役会長兼社長(現任) 2010年12月 (株)アミタ持続可能経済研究所取締役 2011年2月 一般社団法人ソーシャルビジネスネットワーク理事(現任) 2012年1月 (株)アミタ持続可能経済研究所代表取締役 2016年1月 アミタ(株)取締役会長</p>	372,940株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>熊野英介氏は当社及びグループ会社の取締役として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。また、2010年1月より当社の代表取締役を務めており、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所 有 す る 社 会 的 株 式 の 数
2	<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> さ とう ひろ ゆき 佐 藤 博 之 (1965年12月23日)	2008年 4 月 アミタ (株) 入社 2014年12月 (株) アミタ持続可能経済研 究所代表取締役 2016年 1 月 同社取締役 アミタ (株) 代表取締役 2016年 3 月 当社取締役 2017年 3 月 当社専務取締役 (現任) 2018年 1 月 (株) アミタ持続可能経済研 究所代表取締役 (現任)	一株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>佐藤博之氏はグループ会社において地域デザイン部門の責任者、子会社の事業会社であるアミタ株式会社の代表取締役を歴任するなど、営業及び製造に関し、豊富な経験と実績を有しており、2016年3月より当社の取締役を務めております。グループ会社の代表取締役の経験から事業全般における経営の推進について力を発揮すべく引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
3	<p>再任 から 唐 鎌 真 一 (1964年4月9日)</p>	<p>2006年12月 アミタ(株)入社 2009年2月 (株)アミタ持続可能経済研究所代表取締役 2017年3月 当社取締役(現任) 2018年1月 (株)アミタ持続可能経済研究所取締役(現任) 2018年2月 一般社団法人日本サステナブルコミュニティ協会理事(現任)</p>	200株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>唐鎌真一氏はグループ会社において営業部門の責任者を担当し、その後は戦略担当を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、2017年3月より当社の取締役を務めております。また、金融機関における豊富な業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社グループにおける財務戦略立案に適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>			
4	<p>再任 すえ 末 次 貴 英 (1981年1月19日)</p>	<p>2005年4月 アミタ(株)入社 2019年1月 同社取締役環境戦略デザイングループグループリーダー 2019年7月 同社取締役執行役員 2020年1月 同社代表取締役(現任) 2020年3月 当社取締役(現任)</p>	一株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>末次貴英氏はグループ内において営業部門の責任者、子会社の事業会社であるアミタ株式会社の取締役を務めるなど、営業及び製造に関し、豊富な経験と実績を有しております。2020年1月にアミタ株式会社の代表取締役に就任し、事業全般における経営の推進について力を発揮すべく引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
5	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> いし だ ひで き 石 田 秀 輝 (1953年1月1日)	1978年4月 伊奈製陶(株)(現(株)LIXIL)入社 2004年9月 東北大学大学院環境科学研究科教授(環境創成機能素材学) 2010年4月 同環境政策技術マネジメントコース教授 2010年7月 同国際エネルギー資源戦略を立案する環境リーダー育成拠点教授 2010年7月 特定非営利活動法人ものづくり生命文明機構理事 2010年12月 特定非営利活動法人アースウォッチ・ジャパン理事(現任) 2013年9月 合同会社地球村研究室代表社員 2014年3月 当社社外取締役(現任) 2014年4月 東北大学名誉教授(現任) 2019年1月 アミタ(株)取締役(現任) 2019年4月 リファインホールディングス(株)社外監査役(現任) 2019年6月 一般社団法人サステナブル経営推進機構代表理事(現任)	一株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>石田秀輝氏は、環境事業全般の技術に係る豊富な経験と知見を有しており、これらの経験を当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
6	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> まの野 つかし 毅 (1956年1月21日)	1978年3月 京都セラミック(株)(現京セラ(株))入社 2001年2月 米国Kyosera Wireless Corp.副社長 2003年7月 同社社長 2008年4月 Qualcomm Inc.副社長 2008年6月 クアルコムジャパン(株)代表取締役社長 2009年9月 兵庫県豊岡市副市長 2016年6月 一般社団法人豊岡観光イノベーション副理事長 2018年3月 当社社外取締役(現任) 2018年4月 長野県立大学グローバルマネジメント学部教授(現任)	一株
社外取締役候補者とした理由 真野毅氏は、海外企業、日本企業での経営者としてご活躍され、また豊岡市の副市長として行政手腕を振るわれるなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、特に当社の事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有していることから、これらの経験を当社の社外取締役として活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年であります。			

- (注) 1. 当社と取締役候補者との特別の利害関係について
- (1) 取締役候補者熊野英介氏は、公益財団法人信賴資本財団の代表理事であり、同法人は当社と同一の事業の部類に属する事業を行っております。
 - (2) 上記(1)のほか、各候補者と当社との間に特別の利害関係はございません。
2. 社外取締役及び独立役員について
- 石田秀輝、真野毅の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対し、「独立役員」として届け出ており、原案どおり両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社定款第32条第2項においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は当該定款規定に基づき、石田秀輝氏及び真野毅氏との間で責任限定契約を締結しており、原案どおり両氏の再任が承認された場合、損害賠償責任の限度額を金1,000千円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を継続する予定であります。
4. 特定関係事業者における兼職について
- 社外取締役候補者である石田秀輝氏は、当社の特定関係事業者(子会社)であるアマタ株式会社の子会社の非業務執行取締役であります。

5. 取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合、引き続き全員を当該保険契約の被保険者とする予定であり、またその任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き全員を被保険者とする同等の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役杉本憲一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する 株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> はせがわ たか ぶん 長 谷 川 孝 文 (1962年1月21日)	1990年2月 アミタ(株)入社	10,600株
	2000年4月 同社取締役	
	2004年6月 同社取締役西日本営業所長	
	2011年3月 同社取締役生産本部長	
	2011年8月 同社取締役循環資源開発本部長	
	2012年1月 同社取締役営業グループグループリーダー	
	2013年1月 同社取締役東北事業グループグループリーダー	
	2013年3月 当社取締役(現任、2021年3月退任予定)	
	2013年3月 (株)アミタ持続可能経済研究所取締役	
2014年1月 アミタ(株)取締役プロジェクト推進グループグループリーダー		
2015年1月 同社常務取締役		

監査役候補者とした理由

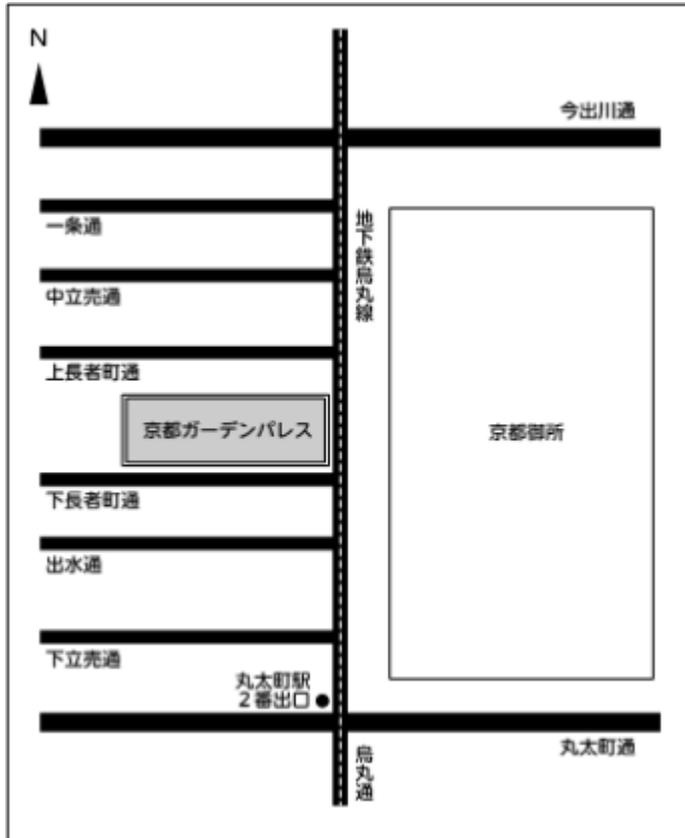
長谷川孝文氏は、当社及びグループ内において事業開発領域の業務を担当するなど豊富な業務経験と幅広い見識を有するとともに、取締役として当社の経営に携わり、当社グループの経営及び事業全般に精通しております。これまでの経験と知見を活かし、当社の経営上の重要事項につき、有効な助言をいただくことを期待するとともに、経営全般の監視を行い、監査の実効性を高めていただけると判断し、監査役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。またその任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引き続き被保険者とする同等の役員等賠償責任保険契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

〔会 場〕 京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605番地
京都ガーデンパレス2階 祇園



〔交 通〕

- 京都市営地下鉄烏丸線
丸太町駅 2番出口より 徒歩約8分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。